

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります

○インボイス制度のポイント

- 令和5年10月から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス（適格請求書）を発行してもらい、保存しておく必要があります。
- このインボイスは、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者（課税事業者）のみが発行できます。（免税事業者はインボイスの発行ができません。）

納付する消費税額 = 売上げに係る消費税額 - 仕入れに係る消費税額（仕入税額）

インボイスに基づいて仕入税額控除

【従来の区分記載請求書】

請求書	〇〇会社
〇年〇月分 請求金額 43,600円	
〇月〇日 前払 550円	
〇月〇日 牛肉 ※ 5,400円	
合計 43,600円	
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

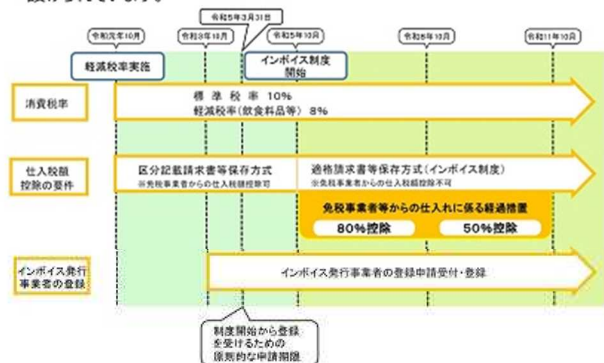
【インボイス】

請求書	登録番号 〇〇会社 (T1234...)
〇年〇月分 請求金額 43,600円	
〇月〇日 前払 550円	
〇月〇日 牛肉 ※ 5,400円	
合計 43,600円	
10%対象 22,000円 内税 2,000円	
8%対象 21,600円 内税 1,600円	
※は軽減税率対象	
消費税額等	

赤字が従来の区分記載請求書との変更点

○スケジュール

- インボイス発行事業者となるための登録申請は、令和3年10月から始まっています。
- 原則的な登録申請期限は令和5年3月31日ですが、4月以降の登録申請でも、令和5年9月30日までに提出をすることで、令和5年10月1日の制度開始時に登録が可能です。
- インボイス制度の開始後6年間（令和11年9月まで）は、免税事業者等が発行する従来の区分記載請求書等に基づき、一定の仕入税額控除ができる措置が設けられています。



○インボイス制度に関するお問い合わせ

- インボイスコールセンター
専用ダイヤル 0120-205-553（無料）
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く。）
※ インボイス制度に関する一般的なご質問に対応しています。

- 国税庁インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



令和5年春の全国農作業安全確認運動（3～5月）実施中！

<令和3年に発生した農作業死亡事故の調査結果(要因別分析)について>

令和3年の農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が171人(70.7%)と高い状態が継続しており、農業機械作業の安全対策の強化が急務です。また、農業機械作業に係る死亡事故の要因は、「機械の転落・転倒」が最大の割合(49.1%、84人)を占めており、乗用型トラクターをはじめとした農業機械の転落・転倒対策の強化が必要です。

<令和5年春のテーマ> 徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策

【事故防止対策】 作場周辺の危険箇所の確認・危険回避行動の実践
【被害軽減対策】 シートベルトとヘルメットの着用、安全フレーム付きトラクターの利用

<運動期間> 春：令和5年3月1日～5月31日（3ヶ月間）

<参画団体> 地方公共団体、JA、農業機械メーカー、その他農業関係団体など約1,100団体

主な取組内容（春の運動の展開方針）

重点推進テーマに基づいた推進活動

- ① 農業者への声かけ運動
農業機械の転落・転倒対策の実践を促すため、農業指導、講習会等の直接的な声かけだけでなく、ラジオ放送、有線無線、広報誌等の媒体を活用し、農業者に対する「声かけ」を実施。その際、高齢農業者に確実にメッセージが届くように、「家族や知人からの声かけフレーズ」の周知を行う。
- ② 研修を通じた転落・転倒対策の徹底
すべての農業者を対象に、「農作業安全に関する指導者」等による、農業機械の転落・転倒対策に係るテキストを使用した研修の企画・開催を推進。

その他の継続的に推進する取組

- ① 都道府県・地域単位の推進体制の強化
- ② 農作業事故情報の収集・分析
- ③ 公道走行時の法令遵守
- ④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践
- ⑤ 労災保険特別加入の促進
- ⑥ 熱中症対策の推進

高校時代の夢を実現させ、吉川市で花の育種と販売を行っている
『花日和（はなびより）』の代表 川上竜一さんをご紹介します。

春日部市出身の川上さんは、杉戸農業高校生時に学校からいただいたハイビスカスを自宅のベランダで管理・挿し木することにより同じ遺伝子の植物体が増やせることに感動し、将来は花き生産農家になることを決意しました。埼玉県農業大学校に進学し花きの栽培技術を学び、卒業後、花屋や園芸店での5年半の勤務を経て、平成25年に吉川市で就農しました。

就農に当たり川上さんの実家は非農家だったため、県春日部農林振興センターと吉川市の協力を得て、吉川市内に250坪のガラス温室付の農地を借りることができました。しかしガラス温室の修繕や資材購入等に多額の費用が必要なため、国の青年就農給付金事業や吉川市からの支援を受けることで花壇用苗ものの類の栽培農家として農業を開始することができました。

販路については、花き市場を自ら開拓したほか育種した品種が品評会で入選することなどで徐々に『花日和』の知名度も上がり、取引市場が広がるようになりました。



川上竜一さんご夫婦（写真提供：吉川市）

そうした中、地主から借地の返却を求められ、近くで継続して営農できないか吉川市に相談したところ、市内の農地を紹介され自己資金と融資で購入し、令和4年に2連棟のビニールハウス2棟（230坪）を建設しました。

現在では、オリジナル品種のビオラなど約50種類の花壇用苗ものの類の栽培を行っています。また、育種が多忙になったため、ほ場まで集荷に回ってくれる花き市場へ出荷しています。

今後の目標として「苗を欧米やアジアなどの信頼できる生産者に送って現地で栽培し広めていきたい。花を通じて感謝と喜びが循環するこころ豊かな世界の実現に貢献したい。」と語ってくれました。

また、就農を目指す人へ川上さんから「開業資金の準備や経営が軌道に乗るまでは自分の時間が制約される覚悟が必要です。」とアドバイスをいただきました。



ビオラのオリジナル品種（華あられ）
の種子採取用の鉢植え